

# 神奈川県行政書士会綱紀委員会規則

## (趣 旨)

**第 1 条** この規則は、会則第 5 3 条に基づき神奈川県行政書士会綱紀委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (使 命)

**第 2 条** 委員会は、会員の品位及び綱紀に関する調査並びに審議を行い、会員の非違を正し、品位と倫理を保持することによって国民の信頼を維持するよう努めるものとする。

## (委員会の職務)

**第 3 条** 委員会は、会員が会員の処分に関する規則第 2 条各項及び第 3 条各項に定める各号の一に該当する虞のあることにより処分に問われようとするとき、当該会員の行為について、本人、参考人、書類（電磁的記録を含む。以下本規則において同じ。）、物件などから事実関係を調査して、処分が適正妥当に行われるよう情報の集約を図り、いずれかの処分をすることが相当と認めるときは、会則第 4 9 条第 3 項の決議を行い理事会に報告するものとする。

2 委員会は、本会が関与する懲戒処分事案について予防的施策を行うための情報の収集、分析を行い、会長に対して建議を行うことができる。

## (忌避の申立)

**第 4 条** 委員会に対して会則第 5 2 条の 3 に基づく委員の忌避の申立があったときは、委員長は、会議を招集して申立の正当性の有無を審議し、正当な理由があると判断した場合は、当該委員の忌避を認め、正当な理由が認められない場合には申立を却下することができる。

2 申立を受けた委員は、前項の会議に出席することができない。

## (委員の回避)

**第 5 条** 委員は、自己に会則第 5 2 条の 2 第 2 号の事由があると思料するときは、その職務の執行を回避しなければならない。

## (議事録)

**第 6 条** 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の概要及び結果を記載し、委員長及び出席した委員の全員が署名又は記名押印しなければならない。

## (調査の方法)

**第 7 条** 委員会は、事案毎に調査を担当する委員（以下、「調査委員」という。）2 名以上を選任し、調査にあたらせるものとする。

2 調査委員は、調査対象となった会員（以下、「被調査会員」という。）に対し、同意を得て事件簿、領収証その他の関係諸帳簿、関係書類及び物件の提示を求め、必要があるときは写し等の提出を求めて調査することができる。

3 調査委員は、調査の必要上相当と認めたときは、委員会の承諾を得て会員以外の関係者から事情聴取し、事実の確認をし、書類、物件の提供を求めることができる。

4 調査委員は、前 2 項に掲げる方法のほか、適正な方法に基づき資料、情報を収集することができる。

5 調査委員は、被調査会員が法人会員の社員である個人会員又は使用人である個人会員である場合、その法人会員の有する書類や物件等を調査することができる。

6 前項の規定は、被調査会員が使用人である個人会員である場合、使用者である個人会員に準用する。

- 7 調査委員は、被調査会員の使用人である個人会員に対し、参考人として事情聴取することができる。
- 8 調査委員は、被調査会員が法人会員である場合、その社員である個人会員及び使用人である個人会員に対し、参考人として事情聴取することができる。
- 9 調査委員は、調査のため必要な機材を使用することができる。
- 10 調査委員は、被調査会員の人格、プライバシー等個人の尊厳に十分配慮をするものとし、前各号の調査を犯罪捜査と解してはならない。

#### (調査委員の報告)

**第 8 条** 調査委員は、調査終了後速やかにその調査の内容に関する書面（以下、「調査報告書」という。）をもって委員長に報告しなければならない。

- 2 調査報告書には、調査年月日、時刻、場所及び調査対象者並びに質疑応答の要旨その他参考となる事項を記載し、調査委員が署名捺印し、集取した資料を添付しなければならない。
- 3 被調査会員は、調査報告書が提出されるまでの間はいつでも弁明書、抗弁書及びその資料となる書類、物件などを提出することができる。

#### (被調査会員の弁明)

**第 9 条** 委員長は、調査報告書を受け取ったときは、委員会を招集し、被調査会員の出頭を求めて調査内容の要旨を説明し、これに対する弁明の機会を与えなければならない。

- 2 被調査会員は、前項の場合に代理人を出席させ又は代理人に弁明書などを提出させることができる。

#### (審 議)

**第 10 条** 委員会は、調査報告書の内容について審議し、調査の終結を相当と判断したときは、委員長は、会則第 4 9 条第 3 項及び第 4 項に定める報告を行うため、次に掲げる事項について議決するものとする。

- (1) 違反事実又は違反のおそれのある事実の存するときはその要旨並びに判断の理由及び根拠
  - (2) 違反事実又は違反のおそれのある事実に対する会員の処分に関する規則の適用条項
  - (3) 違反事実又は違反のおそれのある事実がないときはその要旨並びにその判断理由及び根拠
- 2 前項の議決は、会則第 5 2 条第 3 項の規定にかかわらず、委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### (調査結果報告書)

**第 11 条** 委員長は、次に掲げる事項を記載した調査結果報告書を作成し、委員会の承認を得て理事会又は会長へ提出するものとする。

- (1) 被調査会員の氏名、属性、会員番号、事務所名称、事務所所在地、所属支部
  - (2) 調査事項並びに調査の経過及び結果
  - (3) 前条第 1 項各号に掲げる事項のうち該当するもの
- 2 調査結果報告書には、調査報告書の写し及び収集した資料の写しを添付するものとする。

#### (行政書士会相互の協力)

**第 12 条** 委員会は、調査すべき事案が他の行政書士会の管轄区域に関係し、調査のために必要があると認めるときは、会長に対し、当該行政書士会に調査への協力及び情報提供並びに意見を求めることを要請することができる。

- 2 会長は、前項の要請を受けたときは当該行政書士会にその旨を要請するものとする。
- 3 委員会は、本会に他の行政書士会から前項の要請があったときは、できる限り協力するものとする。

#### (調査の打切)

**第 13 条** 委員会の調査は、次のいずれかにより打ち切るものとする。

- (1) 被調査会員が調査中に本会を退会したとき。

- (2) 被調査会員が登録の移転により本会会員でなくなったとき。
- 2 委員長は、前項により調査を打ち切ったときは、調査の記録、収集した資料等を添えて作成した「調査打切報告書」を会長に提出しなければならない。
  - 3 第1項第2号により調査を打ち切ったときは、会長は被調査会員が新たに所属する行政書士会に対し前項の報告書の概要を通知するものとする。

**(記録の保存)**

**第14条** 委員会の議事録、調査報告書及び調査結果報告書並びに収集された資料等は、すべて秘密書類として本会において20年間保管する。ただし、特段の事情により会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

**附 則**

この規則は、平成23年度総会における会則の一部改正決議を経て当該会則に関する知事認可があった日（平成23年6月23日）から施行する。